

## 2. 個別事業の内容について

### (1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率
公1	歯・口腔の健康の増進及び公衆衛生の向上を目的とする事業	76.7%

#### [1] 事業の概要について(注1)

##### 【趣旨】

本法人は都民の歯及び口腔の健康増進を推進するために、ライフステージに応じた歯科健診や口腔衛生活動並びに口腔ケアの必要性を啓発し、地域の口腔衛生と福祉の向上、歯科医療の発展に寄与することを目的とする。

##### 【事業をまとめた理由】

各事業は歯科医療の発展向上並びに専門知識や技術の習得による歯科医師の資質の向上、さらには歯科医療の動向や医療保険制度の把握による適正な医療提供及び地域住民への歯科保健の普及啓発につながり、いずれも地域の住民の歯・口腔の健康増進と公衆衛生の向上につながるものとして公1としてまとめた。

##### 1 医道の高揚並びに広報を目的とする事業

##### 1-1 8020達成者表彰事業への協力

##### 【目的】

80歳以上で歯が20本以上残っている方を表彰し、それを励みにしてより一層の口腔衛生状態を維持してもらうことを目的とする。

##### 【内容】

8020達成者表彰事業への協力  
台東区が実施している、8020達成者の表彰事業において、達成者の審査並びに推薦を歯の衛生週間の会場並びに会員診療所で行っている。これは入れ歯ではなく自分の歯で健康的に生活するという意識向上につながるため公益の増進に寄与すると考える。

##### 【財源】

会費

##### 【平成27年度実績】

平成27年7月3日 表彰者22名(推薦22名、一般公募0名)、認定者40名(推薦40名、一般公募0)

##### 1-2 福祉関係寄付金募金活動事業

##### 【目的】

台東区の社会福祉事業団に寄付する事を目的として、例年その寄付金の募金と会員並びに会員診療所の関係者の親睦・連携を兼ねて実施する。

##### 【内容】

台東区歯科医師会では、この募金活動を平成2年よりおこなっており、毎年その寄付金を区長に寄託し社会福祉協議会において福祉目的に使用する事を指定して寄付をしている。平成21年の第19回台東区福祉大会感謝状贈呈式において、長年の寄付活動に対し感謝状を贈呈された。

##### 【財源】

会費、募金

##### 【平成27年度実績】

平成28年2月26日 社会福祉法人台東区社会福祉事業団へ10万円寄付

##### 1-3 献血活動

##### 【目的】

台東区歯科医師会では献血用血液の慢性的な不足に対して医療関係団体として少しでも協力する為に日本赤十字社の献血活動に協力し献血事業を実施する。

##### 【内容】

台東区歯科医師会では昭和45年から本年(平成24年)まで42年間にわたり、JR上野駅周辺において、台東区歯科医師会会員並びに会員診療所の従業員・家族に呼びかけ献血活動に協力している。それだけではなく当日は日赤職員と共に一般の方への献血参加の呼びかけにも協力している。平成22年7月には長年の活動に対して日本赤十字社より感謝状を贈呈された。

##### 【財源】

会費

##### 【平成27年度実績】

平成27年5月9日 上野公園にて実施 27名参加

##### 1-4 IT関連事業

##### 【目的】

都民に対し歯科に関する様々な情報並びに台東区歯科医師会が行う行事等の情報について、ホームページを通じて提供することを目的とする。また、会員に対し各種の伝達事項並びに最新の歯科情報を提供することで歯科医師の資質向上を行い、その結果として地域住民に対して上質な歯科医療が提供される

ことも目的とする。

【内容】

台東区歯科医師会ではホームページを運営している。ホームページでは歯科に関する情報や本会が行う事業内容の紹介並びに各種講演会のお知らせ、休日診療の情報、会員診療所の情報提供などを掲載している。また、会員ページでは連絡事項の伝達の間としてだけでなく、会員の資質向上を目的とした迅速で正確な情報提供の間として活用している。

【財源】

会費

【平成27年度実績】

ホームページの制作管理の委託先事業者を前年度途中から別の事業者に変更したが、当年度においては、軌道に乗った。

2 歯科医学及び医術の進歩発展に関する事業

2 - 1 講演会事業

【目的】

歯科医師の資質向上による質の高い歯科医療を提供することを目的として、最新医療知識・技術、治療に係る安全等、歯科医療に関する知識を身につける専門的な講習や研修を行う。会員・会員診療所従業員等を対象としているが、ホームページ上で開催を公開し、会員以外の参加も可能となっている。

【内容】

(1) 学術講演会

歯科医師・歯科衛生士を対象とした日常臨床に役立つための最新の歯科医学に関する講演会を外部から講師を招き、年2回おこなっている。

(平成27年度実績)

第1回 平成27年7月16日 台歯会館 「歯科用CAD/CAMを応用したメタルフリー修復成功へのワンポイント」小峰 太 27名出席

第2回 平成27年11月11日 台歯会館 「医薬品による医療過誤の防止 - 歯科における医薬品の選択 - 」

斉藤義夫 30名出席

(2) 医療管理講演会

当会の医療管理委員会が担当する医療安全を目的とした講習会・研修会を年1回開催している。非会員の歯科医にも参加を呼びかけている。

(平成27年度実績)

平成27年10月27日 台歯会館 「医事処理の現状について」中島孝至 41名出席

(3) 保険講習会

歯科医療保険制度に則り適正な保険診療を行う為に、新規導入された技術並びに、その制度についての講演会を保険資料事務担当者を対象に他地区にも向けて年2回開催している。

【財源】

会費、助成金

【平成27年度実績】

平成27年10月14日 台歯会館 「保険請求の留意点」稲葉孝夫 32名出席

平成28年3月29日 台歯会館 「平成28年度診療報酬改定について」小野沢真一 129名出席

3 公衆衛生の向上と啓発を目的とした事業

3 - 1 歯の衛生週間事業

【目的】

日本歯科医師会が昭和3年に始めた「虫歯予防デー」は途中昭和18年から23年まで中断があったが、昭和24年に口腔衛生週間が制定され、33年より現在の歯の衛生週間になった。歯の衛生週間は歯の衛生に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防処置の徹底を図り、併せてその早期発見、早期治療を励行することにより歯の寿命を延ばし、国民の健康保持増進に寄与することを目的としている。

【内容】

台東保健所、台東区教育委員会と共に台東区歯科医師会が主催し、台東区歯科医師会館で毎年開催している。当日は毎年重点目標を掲げ、歯の無料健診・相談、衛生指導並びに協賛企業の協力のもと、う蝕・歯周病に関する唾液の検査や口臭測定、位相差顕微鏡による口腔細菌の観察、細菌数測定器による口腔内細菌数測定を行っている。また、歯の衛生に関する絵・ポスター、標語の募集を行い、その入選作を会場に展示している。この事業は毎年参加者が増加する傾向にあり、その参加者はリピーターが多いことから地域に根ざした事業であり、歯の衛生週間の目的に合致し都民の健康増進に寄与した事業と考えている。

なお、例年東京都歯科医師会の依頼のもと、東京都歯科医師会主催の歯の衛生週間上野動物園事業に参加協力している。

【財源】

台東区委託事業費、会費

【平成27年度実績】

平成26年6月5～7日 台歯会館 無料歯科相談 517名来場

台歯会館 絵、ポスター、標語を展示

### 3 - 2 区民向け講演会事業

#### 【目的】

都民の歯科衛生の向上を目的として、歯科保健の普及啓発を兼ねた口腔に関する講演を行い、健康の保持増進へ寄与している。

#### 【内容】

##### (1) 「歯の講演会」

歯の衛生週間の事業の一環として、毎年5月下旬に隣接する台東区浅草歯科医師会と共同で、会員が講師となり台東保健所にて区の広報誌等で周知活動を行い、不特定多数の来場者を対象に開催する。毎年80名位の参加があり、歯科保健の普及啓発活動としては大変重要な物の一つであるとする。

(平成27年度実績)

平成27年5月19日 台東保健所 「歯と口を美しくたもつために」大谷一紀 88名出席

##### (2) 台東健康まつりでの「区民向け講演会」

毎年11月に開催される「台東健康まつり」において、当会会員が講師となり会場内イベントブースで来場者に対し講演会を開催している。なお、当講演会についての財源は会費で賄っている。

#### 【財源】

台東区委託事業費、会費

#### 【平成27年度実績】

区役所改修のため事業中止

### 3 - 3 歯科基本健診

#### 【目的】

台東区民を対象とした歯科健診を行うことにより、う蝕・歯周疾患の早期発見・早期治療とかかりつけ歯科医を持つこと、この健診を通じて定期検診の重要性や口腔衛生環境の自己管理を啓発することで、生涯を通じた歯科だけでなく全身の健康維持・増進を目的としている。

#### 【内容】

30歳から70歳まで5歳きざみで、また40歳から55歳までは毎年の台東区民を対象とした歯科健診を台東区歯科医師会の会員診療所にて統一した健診基準のもと実施している。この健診結果は毎年集計し台東保健所において歯科基本健診検討会の基礎データとして活用し台東区の21世紀の健康都市を形づくるための基本指針である「健康たいとう21」の目標数値設定の前提条件に利用するなど地域公衆衛生活動に活用している。また、平成22年度からは診療所に健診に来られない区民に対して在宅での健診も行っている。

#### 【財源】

台東区委託事業費（委託費は実績件数に応じて支払われる）

#### 【平成27年度実績】

受診者総数 2,550名

### 3 - 4 台東保健所歯科保健事業

#### 【目的】

台東保健所歯科保健事業は母子保健法に規定された、1歳6ヶ月歯科健診・3歳児歯科健診を基本として、その他、台東区独自の健診並びに相談をおこなっている。これらの健診並びに相談は乳幼児等の歯科口腔疾患の早期の発見、早期治療の促進と保健指導をあわせて行うことにより歯科のみならず全身の健康の維持・増進を図るためには必要なものである。

#### 【内容】

台東保健所では1歳6ヶ月歯科健診・3歳児歯科健診に加え2歳児健診、保育園児歯科健診、福祉作業所通所生歯科健診、妊婦歯科健診、母子を対象としたハローベビー学級や幼児を対象とした歯科衛生相談を行っている。その健診医並びに相談医の派遣依頼に応え当会、公衆衛生委員会委員より適任者を選び推薦派遣している。前記健診等の実施に協力することは地域の歯科公衆衛生の向上の為には無くてはならない公益性の高いものと考えている。なお、健診医等を推薦・派遣するにあたり、健診精度の維持向上、問題点の検討・解決の為に委員会を開催し受診者に対し質の高いサービスを提供出来る様、努めている。

#### 【財源】

会費（事務費、委員会開催費等）

#### 【平成27年度実績】

1歳6か月健診 12回、2歳児健診 6回、3歳児健診 24回、保育園児検診 10回、福祉作業所 1回、妊婦検診 6回、産婦検診 5回、ハローベビー学級 5回、歯科衛生相談 23回

### 3 - 5 下谷学校歯科医会事業

#### 【目的】

下谷学校歯科医会は児童、生徒、学生及び幼児並びに教職員の健康の保持増進を図るため学校歯科保健に関する調査研究を行うとともに、学校保健の普及及び振興に努め、もってその円滑な実施に寄与することを目的とし、台東区歯科医師会は、その学校歯科医を推薦している。そのことは学校保健安全法の施行にあたり必要なことと考えている。

#### 【内容】

台東区歯科医師会は学校歯科医を台東区教育委員会の要請に応え、各ブロックの推薦・歯科医師会からの公募により決定し推薦している。推薦に当たり教育委員会の要望に応える為に、適格な学校歯科医を

選定する為に理事会において厳正な審査・検討を重ね推薦していると共に学校歯科医会に対し会議等を開催する場合には歯科医師会館を無償にて貸し出している。

【財源】

会費（会議費、事務費等）

【平成27年度実績】

台東区立小中学校歯科医として12名を推薦

4 地域の歯科医療の向上並びに福祉を目的とした事業

4 - 1 休日応急診療事業

【目的】

一般歯科診療所の多くが休診のときに急性症状のある患者の応急処置を行うことを目的としている。休診で対応困難な時に対応する事は、歯科における救急対応という観点から見ると公益性の高い事業と考えている。

【内容】

台東区からの委託事業として不特定多数の台東区民及び都民を対象とした休日歯科診療所を台東区歯科医師会館内の休日応急診療室にて日曜・祝日・年末年始・8月のお盆に午前9時から午後5時までの診療時間で行っている。診療に際しては台東区歯科医師会会員が持ち回りで当番を努める。診療報酬については台東区歯科医師会に帰属し、受診者負担については通常の保健診療の一部負担金である。

【財源】

台東区委託事業費

【平成27年度実績】

年間診療日数 38日 年間患者数 114名

4 - 2 口腔ケア連携推進事業

【目的】

本事業は台東区の「口腔ケア連携推進事業実施要綱」に基づき、区民が身近な地域で歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう、歯と口腔に関する各種の相談や調整を行い、介護・医療などとの一層の連携を推進することにより、かかりつけ歯科医の定着促進や口腔ケアを通じた口腔機能の向上を図ることで、区民の健康を維持することを目的とする。

【内容】

本事業の対象者は区内の高齢者及び障害者等並びに介護事業者及び医療機関とし、以下の事業を推進するために、三ノ輪口腔ケアセンターを拠点として行う。

（1）歯と口腔に関する固定相談及び訪問相談

三ノ輪口腔ケアセンターの相談窓口において、口腔ケア並びに摂食機能等の相談を受け、必要に応じて歯科衛生士による訪問相談を実施する。相談に対する医療的な判断が必要な場合は、三ノ輪口腔ケアセンターに所属する歯科医師が判断を行う。

（平成27年度実績）

年間受診者数 528名

（2）口腔ケアプラン作成に関する計画、マネジメント等

在宅、施設において口腔の状態や評価を行い口腔ケアの方法を指導する。さらに食事観察、摂食機能の評価を行い必要に応じて摂食に関する指導・支援を行う。なお、さらに高度な摂食機能評価が必要な場合は三ノ輪口腔ケアセンターにおいて専門医による嚥下内視鏡等を使用して嚥下機能の検査を行う。

（平成27年度実績）

年間検査実績 96名

（3）関係機関との連携及び調整

口腔ケアプラン作成においては、主治医・ケアマネージャー・施設関係者等と連携をとり、必要があれば関連職種が集まりカンファレンスを行い症例の検討・調整を行っている。（介入施設においては、月一回のカンファレンスを実施している。）

（平成27年度実績）

年間カンファレンス 12回

（4）口腔ケアに関する普及啓発

口腔ケアに関する普及啓発事業として区民向け講習会を開催している。また、介護事業者向け研修会を行っている。講師は台東区歯科医師会の会員並びに三ノ輪口腔ケアセンターの衛生士が務めた。

上記以外に、三ノ輪口腔ケアセンターでは口腔ケア並びに摂食嚥下指導を行う上で必要な歯科治療をセンターで行うほか、在宅での歯科診療の斡旋を行うと共に、かかりつけ歯科医の紹介も行っている。

【財源】

台東区委託事業費

【平成27年度実績】

平成27年11月18日 区民向け講習会 入谷老人福祉館 三ノ輪口腔ケアセンター衛生士

平成28年1月20日 区民向け講習会 蔵前地域包括支援センター 三ノ輪口腔ケアセンター衛生士

平成27年10月28日 医療関係者・介護事業者向け研修会 台東区役所 三ノ輪口腔ケアセンター衛生士

4 - 3 通所介護・介護予防通所介護「口腔機能向上サービス」における専門的ケア事業

【目的】

台東区内の口腔機能向上サービスを実施している3施設において、口腔機能が低下しているか又はその恐れが有る利用者に対して、利用者の心身の状態の維持又は向上に資することを目的としている。

【内容】

台東区内の「やなか」、「みのわ」、「たいとう」の3カ所の高齢者在宅サービスセンターにおいて三ノ輪口腔ケアセンターの衛生士が実施している。内容は利用者の口腔機能を利用開始時に把握（事前アセスメント）、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の作成（ケアプラン作成）、利用者ごとの目標の達成と客観的な口腔機能の状態の評価（事後評価）を行っている。また、口腔機能向上サービスにおける施設職員のレベルアップを図るための研修会も行う。

【財源】

台東区委託事業費

【平成27年度実績】

平成27年8月16日 口腔機能向上サービスにおける専門的ケア事業 三ノ輪口腔ケアセンター 青木理事

4 - 4 高齢者施設入居者に対する口腔健診に伴う歯科医師派遣事業

【目的】

移動困難で施設入所中であり、また基礎疾患や認知症を有していて一般歯科診療所では十分な診療が受けられない台東区在住の方を対象にした歯科健診を行うことにより歯科疾患の早期発見・早期治療を目的としている。また、健診の際は施設職員の協力のもとに行うことにより施設職員の歯科に対する意識向上並びに歯科医師会との連携の強化につながるものと考えている。

【内容】

台東区内の特別養護老人ホーム台東、三ノ輪、谷中の3施設に年に1回、1施設4名の歯科医師を派遣し所定の「口腔健診結果報告書」に従い健診・報告する。対象者は1施設あたり約50名で、その健診データは今後の口腔ケア連携推進事業等の計画立案に利用している。

【財源】

高齢者施設事業者からの委託費

【平成27年度実績】

平成28年1月12日 特養谷中健診 2名派遣

平成28年1月27日 特養三ノ輪健診 2名派遣

平成28年2月15日 特養台東健診 2名派遣

4 - 5 口腔機能向上教室運営事業

【目的】

加齢とともに低下する口腔機能の維持・向上を図り、「食べる」「話す」「笑う」ことを、一生涯楽しく安全に営むためのトータルなお口の健康を自ら保てるようにすることを目的とする。

【内容】

台東区内の老人福祉センター、入谷老人福祉館の2施設において定員20名、実施期間3ヶ月、実施回数10回で会員歯科医師と歯科衛生士により、口腔機能アセスメントに基づき口腔機能向上プログラムを作成し施設と各自家庭において実施するよう指導し、初回の検査と3ヶ月後の検査結果を比較して参加者個人ごとにフィードバックして今後の日常生活に生かしてもらおう。

【財源】

台東区社会福祉事業団からの委託費

【平成27年度実績】

口腔機能向上教室

平成27年11月18日～1月31日 毎週水曜日実施 入谷老人福祉館 三ノ輪口腔ケアセンター衛生士派遣

平成27年7月1日～9月15日 毎週水曜日実施 上野老人福祉センター 三ノ輪口腔ケアセンター衛生士派遣

5 事故、災害もしくは犯罪被害者の支援に関する事業

5 - 1 警察歯科医会関連事業

【目的】

本事業は事故や災害、犯罪などによる身元不明者の確認に際し、歯科医学の専門知識をもって警察業務に協力することは歯科医師の責務であり、関係機関が相互に協力・連携することにより身元確認が行なわれる事は公益の増進に寄与するものとする。

【内容】

所轄警察署と連携をとり、歯科医学の専門知識をもった歯科医師が警察業務に協力し、身元不明遺体の確認が出来るよう、年1回の研修会を実施して法医学、法歯学等の知識の習得を目指している。さらには、東京都歯科医師会主催の歯科医師身元確認研修会や日本法歯科医学会、警察歯科医会全国大会等へ参加して他団体の取り組みや新しい情報の収集に務めている。

【財源】

会費、所轄警察からの謝礼金

【平成27年度実績】

平成28年2月2日 警察歯科医会講演会 台歯会館 「歯を用いた身元確認と犯罪捜査、DNAによる犯罪捜査とこども虐待の早期発見を可能にする歯科医師の役割について」山田良広 23名出席

5 - 2 災害時対策関連事業

【目的】

台東区地域防災計画に基づき歯科救護班を会員により編成している。区からの要請があった場合は速やかに医療救護所に派遣し、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置や被災者に対して歯科治療・歯科衛生指導（口腔ケア等）を行う。また、東京都警視庁の要請があった場合には身元確認作業に協力する。

台東区とは平成9年に「災害時の歯科救護活動についての協定」を締結し、台東区防災会議に出席し積極的に防災活動への協力をおこなっている。さらには毎年、台東区が開催する総合防災訓練には歯科救護班として訓練に参加し、有事に備えている。

【財源】

会費

【平成27年度実績】

防災訓練 平成27年9月5日 台東区立台東病院 5名出席  
 平成27年11月1日 台東区立谷中小学校 5名出席  
 台東区防災会議 平成27年8月24日、9月3日、10月1日、12月19日、  
 平成28年1月14日、2月3日、2月25日、3月24日

〔2〕事業の公益性について

定款（法人の事業又は目的）上の根拠		第4条第1項(1)、(2)、(3)、(4)、(5)
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)	
6	事業概要における 1. 2. 3. 4. 1. 医道の高揚・広報を目的とする事業は歯科界の意気高揚が歯科医療の資質の向上につながり、本会並びに会員と関係各所との連携のさらなる強化が都民の歯科保健の向上につながる。表彰事業、募金活動、献血への協力、さらには、ホームページにおいて情報提供を行うことにより、歯科領域における健康意識を高め、地域住民の公衆衛生の向上につながると考える。 2. 歯科医学及び医術の進歩発達に関する事業は最新医療知識・技術、治療に係る安全等、歯科医療並びに歯科保険に関する知識を身につけることにより、歯科医師の資質向上による質の高い歯科医療を提供することを目的とする。 3. 公衆衛生の向上と啓発を目的とした事業は歯の衛生週間における健診・相談やポスター・標語の募集展示をおこなうことにより歯の健康増進並びに啓発を目的としている。また、区民向けの講演会も同様の効果を期待している。歯科健診事業、台東保健所歯科保健事業は生涯を通じた歯科のみならず全身の健康維持・増進を目的としている。学校歯科医を推薦する事は学校保健安全法の施行にあたり必要欠くべからざる事と考える。 4. 地域の歯科医療の向上並びに福祉を目的とした事業 4.-1休日に歯科医師会の固定診療所において応急処置を行う救急対応という公益性の高い事業と考える。	
4	事業概要における 4. 4.地域の歯科医療の向上並びに福祉を目的とした事業 4.-2、4.-3、4.-5は高齢者及び障害者を対象に口腔に関する相談・調整を行うことにより、在宅での口腔ケア並びに、それに付随する歯科診療の提供や相談、通所介護利用者に対する口腔機能向上サービスを提供している。また、移動困難な施設入所者に対し健診を行い歯科疾患の早期発見・治療を目指している。以上は高齢者の健康維持には必要なもので、福祉の増進の為には無くてはならないものとする。	
3	事業概要における 4.5. 4.-2は高齢者のみならず障害者を対象に口腔に関する相談・調整を行うことにより、在宅での口腔ケア並びに、それに付随する歯科診療の提供や相談を行い、また5.は事故・事件、災害時における身元確認作業はご遺体を少しでも早くご遺族のもとに戻す為に有効な手段であり、また災害時における救護活動及び口腔管理は被災者の健康管理に重要なものであり、「障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業」に該当すると考える。	
(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注2)。)		
チェックポイント事業区分 (下欄 ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)	チェックポイントに該当する旨の説明 (左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	
(3) 講座、セミナー、育成		
区分ごとのチェックポイント 1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的	事業概要における2 歯科医学及び医術の進歩発達に関する事業について	

<p>として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(1)本事業は歯科医師、歯科衛生士、看護・介護現場等の多職種の資質向上を目的とし、最新の医療知識・技術の習得だけでなくディスカッション等を通じてお互いに連携を図ることにより不特定多数の都民に対し日常でのより充実した医療・介護のサービス提供ができる。</p> <p>(2)歯科医師・歯科衛生士・医師・看護師・老人介護施設職員等、専門知識及び経験を有する者を対象とするが、その事業の成果は都民が受ける医療・介護サービスの質の向上及び医療費の削減につながる。開催はホームページ上で公開し、会員以外の参加も可能となっている。また、学会発表の内容に関してはホームページにて都民に公開している。</p> <p>(3)各講演会とも専門知識の普及を行うための講習・発表であるため、確認行為は行わない。講師は大学教授・准教授・講師等、専門知識を有する者を招聘する。</p> <p>(4)講師の報酬は10万円程度とする。</p> <p>事業概要における3公衆衛生の向上と啓発を目的とした事業3-2区民向け講演会事業について</p> <p>(1)3-2(1)は「歯の衛生週間事業」の一環として、3-(2)は「台東健康まつり」の中で歯科保健の知識の普及啓発を兼ねた口腔に関する講演を健康の保持増進を目的として行っている。</p> <p>(2)区の広報並びに当会のホームページで、不特定多数の一般市民を対象に公開している。</p> <p>(3)本事業は専門知識の普及を行うための講習会であるため、確認行為は行わない。講師は専門知識を有した会員歯科医師。</p> <p>(4)報酬は無いが、費用弁償・交通費を支払う。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(8) キャンペーン、 月間</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該キャンペーンが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3. (要望・提案を行う場合には、)要望・提案の内容を公開しているか。</p>	<p>3の公衆衛生の向上と啓発を目的とした事業</p> <p>3-1歯の衛生週間事業について</p> <p>(1)歯の衛生週間は歯の衛生に関する正しい知識を不特定多数の一般住民に対し普及啓発するとともに、歯科疾患の早期発見、早期治療を促す事により健康保持増進に寄与することを目的としている。その趣旨については台東区の広報、ポスター、当会のホームページ等で広く区民に周知するとともに参加を呼びかけている。</p> <p>(2)毎年重点目標を掲げ、歯の無料健診・相談、衛生指導を行っている。また、歯の衛生に関する絵・ポスター、標語の募集を行い、その入選作を会場に展示している。この事業は毎年参加者が増加する傾向にあり、その参加者はリピーターが多いことから地域に根ざした事業であり、歯の衛生週間の目的に合致し都民の健康増進に寄与した事業と考えている。</p> <p>(3)本事業では要望・提案を行うイベントは予定していない。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(14) 表彰、コンクール</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担(応募者から一律に徴収する審査料は除く。)を求めてないか。</p>	<p>事業概要における1医道の高揚並びに広報を目的とする事業1-1表彰事業について</p> <p>(1)本事業は表彰を通し口腔保健の普及啓発を図り、受賞者においてはより一層の口腔状態の維持につなげる事を目的とする。また、区の広報や本会のホームページに公開する事で、不特定多数の方の歯・口腔に対する関心を向上させる事に寄与している。</p> <p>(2)各員からの推薦者が選考基準に合致しているかを委員会で確認作業を行う。その委員は会員の中から特に公衆衛生活動に熱心な会員を選出し行う。また、推薦以外には6月の「歯の衛生週間事業」会場において前述の</p>

	<p>委員が審査を行った後に区に発送する。  (3) 選考基準にしたがい、歯科医師が専門知識に基づき確認している。  (4) 受賞理由は、8020表彰式の場において寸評を報告している。  (5) 表彰者に金銭的負担を強いることは無い。</p> <p>その他説明事項</p>
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。）</p> <p>2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。）</p> <p>ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか）</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか）</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか）</p> <p>エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか）  （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>事業概要における1医道の高揚並びに広報を目的とする事業</p> <p>1 - 2 福祉関係寄付金募金活動事業について  (1) 台東区の社会福祉事業団に寄付することを目的としている  (2) 募金活動を平成2年から22年間にわたり寄付金を台東区長に寄託し福祉目的に使用する事を指定して寄付をしている</p> <p>1 - 3 献血活動について  (1) 献血用血液の慢性的不足に対し日本赤十字の献血活動に協力する事を目的としている  (2) ホームページ並びに会員診療所にポスターを掲示して献血活動への協力を呼びかけている。また、会員関係者の献血活動への協力だけでなく、当日は一般市民への献血への協力を呼びかける事も行っている。</p> <p>1 - 4 IT関連事業について  (1) ホームページを運営しているが、その主たる内容は本会が実施する事業内容の紹介や各種講演会のお知らせ並びに公衆衛生に関する情報提供であり、公益目的を実現するプログラムにしている  (2) ホームページの利用にあたっては原則、制限はない。ホームページの運用は法令に違反する情報のほか、他を誹謗中傷する情報、政治・宗教の宣伝、営利を目的とした情報の掲載を禁止しており、公益目的の実現を指針としている。またホームページ上で要望や提案を行うことは予定していない。</p> <p>3の公衆衛生の向上と啓発を目的とした事業</p> <p>3 - 2 歯科基本健診  (1) 歯科健診を行うことにより、う蝕・歯周疾患の早期発見・早期治療とかかりつけ歯科医を持ち、生涯を通じた歯科だけでなく全身の健康維持・増進を目的としている。  (2) - ア30歳から70歳まで5歳きざみで、また40歳から55歳までは毎年の台東区民を対象としている  (2) - イ規定の健診表に従い、会員診療所において健診を行い、結果を受診者に説明すると共に手渡している。またその結果を本会で取りまとめ区に提出している。  (2) - ウ本会で取りまとめた健診結果は公衆衛生に造詣の深い会員が閲覧・点検することにより健診の精度を共通にしている。</p> <p>3 - 4 台東保健所歯科保健事業  (1) 母子保健法に規定された、1歳6ヶ月歯科健診、3歳児歯科健診と台東区独自の健診並びに相談を乳幼児に対し行っている。これらの健診並びに相談は歯科のみならず全身の健康の維持・増進を図る事を目的としている。対象者には区からの通知、区の広報を通じて周知している。  (2) - ア受診年齢に達した乳幼児全員を対象に台東区から受診表が郵送される。  (2) - イ母子保健法に規定された検査基準並びに台東区が独自に定める記載要領に従って行われている。  (2) - ウ母子保健法に規定された検査基準並びに台東区が独自に定める記載要領に従って一定水準で行われている。</p> <p>3 - 5 下谷学校歯科医会事業について</p>



(1) 児童、生徒、学生及び幼児並びに教職員の健康の保持増進を図るため学校歯科保健に関する調査研究を行うとともに、学校保健の普及及び振興に努め、もってその円滑な実施に寄与することを目的とする。

(2) 当会は学校保健安全法の適正な施行に協力する為に学校歯科医を会員の中から公募又はその学校の学区近隣の会員よりの推薦を受け、当会において適正な審査をした後、学校と協議し推薦している。

4 地域の歯科医療の向上並びに福祉を目的とした事業

4 - 1 休日応急診療事業について

(1) 休日・年末年始に歯科医師会館内の休日診療所を開設し応急の診療を行うことにより、住民の安全と利便を確保する事を目的としている。

(2) 休日の応急診療は全ての住民が対象である。診療に際しては会員が持ち回りで行う。

4 - 2 口腔ケア連携推進事業について

(1) 台東区の「口腔ケア連携推進事業実施要綱」に基づき、歯と口腔に関する各種の相談や調整を行い、介護・医療などとの一層の連携を推進することにより、かかりつけ歯科医の定着促進や口腔ケアを通じた口腔機能の向上を図ることで、区民の健康を維持することを目的とする。

(2) - ア本事業の対象者は区内の高齢者及び障害者等並びに介護事業者及び医療機関とし、以下の事業を推進するために、三ノ輪口腔ケアセンターを拠点として行う。

(2) - イ三ノ輪口腔ケアセンターの窓口では、研修を受けた歯科衛生士が相談を受ける、医療的判断が必要な場合は同施設に所属する歯科医が判断をする。

(2) - ウ規定のアセスメント表に基づき、ケアプランを作成する。必要がある場合は専門医による摂食機能評価を行う。さらに、月一回関連職種が集まりカンファレンスを行い症例の検討・調整を行っている。

(2) - エ本事業は一般市民、多職種等を対象とした講習会を開催している。また、在宅での歯科診療の斡旋、かかりつけ歯科医の紹介も行っている。

4 - 3 通所介護・介護予防通所介護「口腔機能向上サービス」における専門的ケア事業について

(1) 台東区内の口腔機能向上サービスを実施している施設において、口腔機能改善管理指導計画を作成・実施する事により、利用者の心身の状態の維持又は向上に資することを目的としている。

(2) - ア本事業の対象者は「特定高齢者」である。対象となった特定高齢者は地域包括支援センターを通じて紹介された事業に参加する。

(2) - イプログラムの実施基準に関して厚生労働省から詳細なマニュアルが公表されている。また本事業に参加する被保険者は地域包括支援センターで一定の基準に基づき判定される。

(2) - ウプログラムの実施に当たっては口腔機能に関する介護予防の専門知識と訓練を受けた歯科衛生士が従事し、指導に必要な水準を確保している。

また、口腔機能向上サービスにおける施設職員のレベルアップを図るための研修会も行う。

4 - 4 高齢者施設入居者に対する口腔健診に伴う歯科医師派遣事業について

(1) 台東区内の特別擁護老人ホームの移動困難な入所者を対象にした歯科健診で、歯科疾患の早期発見・早期治療を目的として行う。

(2) - ア本事業の対象者は台東区内の3カ所の特別養護老人ホームの約150名位の入所者である。

(2) - イ年に1回1施設に4名の歯科医師を派遣し、その「口腔健診結果報告書」に従い健診・報告する。

(2) - ウ「口腔健診結果報告書」の記載にあたっては、所定のマニュアルに従い、一定の水準を確保出来る様にしていく。

(2) - 工本事業の健診データは今後の口腔ケア連携推進事業(4-2)の計画立案に利用している。

4-5 口腔機能向上教室運営事業について

(1) 口腔機能の維持・向上を図り、一生涯楽しくお口の健康を自ら保てる様にするを目的としている。

(2) - ア台東区内の2カ所の老人福祉施設で実施している。対象者は台東区内の高齢者で区の広報により年1回受講希望者を募集している。

(2) - イ会員歯科医師の検診結果を基に、研修を受けた歯科衛生士がアセスメント表を作成し、口腔機能向上プログラムを作成し、教室及び家庭において参加者に実施してもらっている。

(2) - ウ初回の検査結果と3ヶ月後の検査結果を比較し参加者各人ごとにフィードバックし今後の日常生活に生かしてもらう。

5 事故、災害もしくは犯罪被害者の支援に関する事業

5-1 警察歯科医会関連事業について

(1) 事故や災害、犯罪などによる身元不明者の確認に際し、歯科医学の専門知識をもって警察業務に協力することを目的としている。

(2) 会員により「警察歯科医会」を運営し、警察への協力体制を整えている。また、身元不明遺体の確認作業が出来る様、研修会を実施するとともに、各種講習会等に参加し他団体での取り組みや新しい情報の収集に務めている。

5-2 災害時対策関連事業について

(1) 台東区地域防災計画に基づき歯科救護班を会員により編成している。区からの要請により歯科救護所に派遣し、歯科治療を要する傷病者に対する応急処置や被災者に対する歯科治療・歯科衛生指導を行うことを目的としている。なお、東京警視庁の要請があった場合は身元確認作業に協力する。

(2) 台東区とは平成9年に「災害時の歯科救護活動についての協定」を締結し、台東区防災会議に出席し積極的に防災活動への協力をおこなっている。さらには毎年、台東区が開催する総合防災訓練には歯科救護班として訓練に参加し、有事に備えている。

その他説明事項

### 〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注3)

許認可等の名称	歯科診療所の開設許可
根拠法令	医療法7条
許認可等行政機関	台東区下谷保健所長、台東区台東保健所長

- 注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分が分かるように記載してください。
- 注2 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。